

○「農地売買等支援事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 321 号農林水産省構造改善局長通知）」一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第 1・第 2 〔略〕</p> <p>第 3 借入資金利子助成事業の内容 要綱第 4 の 4 に規定する資金の調達は、透明性及び公正性を確保する観点から、次に掲げる金融機関から原則一般競争入札により行うものとする。 なお、資金を調達する際の金利については、金融市場における金利動向を踏まえるものとする。 1～4 〔略〕</p> <p>第 4 〔略〕</p> <p>第 5 本事業の要件 要綱第 5 の「別に経営局長が定める」とは、次に掲げるとおりとする。 1 担い手支援タイプの事業 (1) 農用地等売渡事業 ア・イ 〔略〕 ウ 農用地等及び農業用施設等の売渡し、交換及び貸付けを行った後の売渡し（以下「売渡し等」という。）を行う場合の相手方は、次の要件を満たすこととする。 (ア) 〔略〕 (イ) 〔略〕 a 〔略〕 <u>〔削る〕</u></p>	<p>第 1・第 2 〔略〕</p> <p>第 3 借入資金利子助成事業の内容 要綱第 4 の 3 に規定する資金の調達は、透明性及び公正性を確保する観点から、次に掲げる金融機関から原則一般競争入札により行うものとする。 なお、資金を調達する際の金利については、金融市場における金利動向を踏まえるものとする。 1～4 〔略〕</p> <p>第 4 〔略〕</p> <p>第 5 本事業の要件 要綱第 5 の「別に経営局長が定める」とは、次に掲げるとおりとする。 1 担い手支援タイプの事業 (1) 農用地等売渡事業 ア・イ 〔略〕 ウ 農用地等及び農業用施設等の売渡し、交換及び貸付けを行った後の売渡し（以下「売渡し等」という。）を行う場合の相手方は、次の要件を満たすこととする。 (ア) 〔略〕 (イ) 〔略〕 a 〔略〕 <u>b (イ)の a の人・農地プランが実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」という。） 2（1）の実質化された人・農地プランをいい、人・農地プラン通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び人・農地プラン通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。なお、令和 3 年度に限り、人・農地プラン通知 5（1）に基づく工程表の公表が行われている地区の人・農地プランを含む。）であること。</u></p>

- b [略]
(ウ)～(カ) [略]
(2)～(5) [略]
2・3 [略]

第6 本事業の実施 [略]

1 担い手支援タイプの事業

- (1) [略]
(2) 要綱第4の1の(1)から(5)までの事業ごとの留意事項
ア～ウ [略]
エ 農地条件整備事業
[略]
(ア) 農地の借入期間

農地中間管理事業において条件整備を実施する農地の借入に係る契約の期間が、条件整備を実施する年度を含め10年以上であるとき（農地法第39条に規定する都道府県知事の裁定により農地中間管理権を設定する場合又は農地法第41条により利用権を設定する場合の農地（以下「知事裁定に係る農地」という。）を除く。）。

- (イ)～(エ) [略]
オ [略]
2・3 [略]

第7 本事業の実施計画

要綱第6の4の「経営局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。

- 1 [略]
2 要綱第4の3の所有者不明農地借入事業において、補償金等総額の30パーセントを超える増減
3～5 [略]

第8 本事業の実施に要する資金の貸付け

要綱第8に規定する本事業の実施による農用地等若しくは農業用施設等の買入れ、農地の条件整備又は所有者不明農地（遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地であって所有者等を確認することができない農地をいう。以下同じ。）の利用権取得若しくは共有者不明農用地等（数人の共有に係る土地であってその二分の一以上の共

- c [略]
(ウ)～(カ) [略]
(2)～(5) [略]
2・3 [略]

第6 本事業の実施 [略]

1 担い手支援タイプの事業

- (1) [略]
(2) 要綱第4の1の(1)から(5)までの事業ごとの留意事項
ア～ウ [略]
エ 農地条件整備事業
[略]
(ア) 農地の借入期間

農地中間管理事業において条件整備を実施する農地の借入に係る契約の期間が、条件整備を実施する年度を含め10年以上であるとき（農地法第39条に規定する都道府県知事の裁定により農地中間管理権を設定する場合又は農地法第43条により利用権を設定する場合の農地（以下「知事裁定に係る農地」という。）を除く。）。

- (イ)～(エ) [略]
オ [略]
2・3 [略]

第7 本事業の実施計画

要綱第6の3の「経営局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。

- 1 [略]
[新設]

2～4 [略]

第8 本事業の実施に要する資金の貸付け

要綱第8に規定する本事業の実施による農用地等若しくは農業用施設等の買入れ並びに農地の条件整備等に要する資金の貸付けは、別紙「担い手支援資金の貸付けについて」及び次に掲げることに留意するものとする。

<p><u>有持分を有する者を確知することができないものをいう。以下同じ。)</u>の賃借権取得等に要する資金の貸付けは、別紙「担い手支援資金の貸付けについて」及び次に掲げることに留意するものとする。</p> <p>1 貸付対象 資金の貸付けに当たっては、担い手支援資金(<u>要綱第4の1及び3の事業</u>)に要する資金をいう。以下同じ。)から貸し付けるものとする。</p> <p>2 本事業に係る資金貸付期間 (1)～(4) [略] <u>(5) 所有者不明農地借入事業</u> <u>20年以内</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p><u>6 所有者不明農地借入事業に係る取扱い</u> 支援法人は、農地中間管理機構が実施する所有者不明農地借入事業について、次に掲げる場合、補償金又は借賃の支払いに充てるための資金を、農地中間管理機構に無利子で貸し付けることができるものとする。 <u>(1) 農地法第41条第5項の規定により、賃料相当の補償金を供託する場合</u> <u>(2) 基盤強化法第21条の3の規定により、公示を行い同法第18条第2項第4号の規定に基づき借賃の支払いの相手方として定めた者として判明共有者一名に一括して借賃を支払う場合及びその者が賃料の受取を希望しない際に供託する場合</u></p> <p>第9 補助対象経費 1 要綱<u>第4の4</u>の事業については年間を通じた実施が必要な事業であることから、事業着手日を4月1日とし、事業着手日以降の経費について補助の対象とする。 2 [略]</p> <p>第10・第11 [略]</p>	<p>1 貸付対象 資金の貸付けに当たっては、担い手支援資金(<u>担い手支援タイプの事業</u>)に要する資金をいう。以下同じ。)から貸し付けるものとする。</p> <p>2 本事業に係る資金貸付期間 (1)～(4) [略] [新設]</p> <p>3～5 [略] [新設]</p> <p>第9 補助対象経費 1 要綱<u>第4の3</u>の事業については年間を通じた実施が必要な事業であることから、事業着手日を4月1日とし、事業着手日以降の経費について補助の対象とする。 2 [略]</p> <p>第10・第11 [略]</p>
<p>(別紙) 担い手支援資金の貸付けについて</p> <p>第1 担い手支援資金の貸付対象 担い手支援資金（農地売買等支援事業実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知。以下「要</p>	<p>(別紙) 担い手支援資金の貸付けについて</p> <p>第1 担い手支援資金の貸付対象 担い手支援資金（農地売買等支援事業実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知。以下「要</p>

<p>領」という。)第8の1に規定する資金をいう。以下同じ。)の貸付けの対象は、農地中間管理機構等が行う農地売買等支援事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第4の1及び3に規定する事業(以下「事業」という。)とする。</p> <p>第2 担い手支援資金の貸付条件 担い手支援資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 貸付金額の限度 要綱第4の1及び3の事業に必要な資金額以内とする。</p> <p>3 償還期限 (1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 要綱第4の3の事業に要する資金 20年以内とする。</u></p> <p>4 償還方法 (1) 要綱第4の1の(2)、(3)及び(5)並びに第4の3に掲げる事業年賦償還とする。 (2)・(3) [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>第3～第8 [略]</p>	<p>領」という。)第8の1に規定する資金をいう。以下同じ。)の貸付けの対象は、農地中間管理機構等が行う農地売買等支援事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第4の1に規定する事業(以下「事業」という。)とする。</p> <p>第2 担い手支援資金の貸付条件 担い手支援資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 貸付金額の限度 要綱第4の1の事業に必要な資金額以内とする。</p> <p>3 償還期限 (1)～(4) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>4 償還方法 (1) 要綱第4の1の(2)、(3)及び(5)に掲げる事業年賦償還とする。 (2)・(3) [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>第3～第8 [略]</p>
<p>別表 [略]</p>	<p>別表 [略]</p>

参考様式 1

農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書

〔略〕

〔 年 月 日付け 第 号で承認のあった農地売買等支援事業の
実施計画を変更したいので、農地売買等支援事業実施要綱第6の
4の規定に基づき、別紙のとおり申請する。〕

〔注〕記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する
場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略
するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な
情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

別 紙

令和 年度農地売買等支援事業実施計画

1・2 〔略〕

3 所有者不明農地借入事業

区 分	農地		補償金等総額
	件数(件)	面積(10a)	金額(円)
前年度末			
本年度			

〔記載注意〕

変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照
ができるように記載すること。

補償金等総額には、農地法に基づく供託、基盤強化法に基づく借賃
の支払いの両方を含めること。

4 〔略〕

参考様式 1

農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書

〔略〕

〔 年 月 日付け 第 号で承認のあった農地売買等支援事業の
実施計画を変更したいので、農地売買等支援事業実施要綱第6の
3の規定に基づき、別紙のとおり申請する。〕

〔新設〕

別 紙

令和 年度農地売買等支援事業実施計画

1・2 〔略〕

〔新設〕

3 〔略〕

<p>参考様式 2-1-1 担い手支援タイプ（農用地等売渡事業） —個人用—</p> <p>農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農用地等売渡事業）</p> <p>〔略〕</p> <p><u>（注）1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>別添 〔略〕</p>	<p>参考様式 2-1-1 担い手支援タイプ（農用地等売渡事業） —個人用—</p> <p>農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農用地等売渡事業）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>別添 〔略〕</p>
<p>参考様式 2-1-2 担い手支援タイプ（農用地等売渡事業） —法人用—</p> <p>農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農用地等売渡事業）</p> <p>〔略〕</p> <p><u>（注）1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>別添 〔略〕</p>	<p>参考様式 2-1-2 担い手支援タイプ（農用地等売渡事業） —法人用—</p> <p>農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農用地等売渡事業）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>別添 〔略〕</p>

<p>参考様式 2-2 担い手支援タイプ（農地所有適格法人出資事業）</p> <p>農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農地所有適格法人出資事業）</p> <p>〔略〕</p> <p><u>（注）1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>別添 〔略〕</p>	<p>参考様式 2-2 担い手支援タイプ（農地所有適格法人出資事業）</p> <p>農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農地所有適格法人出資事業）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>別添 〔略〕</p>
<p>参考様式 2-3-1 担い手支援タイプ（農作業受託促進事業）—個人用—</p> <p>農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農作業受託促進事業）参加申込書</p> <p>〔略〕</p> <p><u>（注）1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>別添 〔略〕</p>	<p>参考様式 2-3-1 担い手支援タイプ（農作業受託促進事業）—個人用—</p> <p>農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農作業受託促進事業）参加申込書</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>別添 〔略〕</p>
<p>参考様式 2-3-2 担い手支援タイプ（農作業受託促進事業）—法人用—</p>	<p>参考様式 2-3-2 担い手支援タイプ（農作業受託促進事業）—法人用—</p>

<p style="text-align: center;">農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農作業受託促進事業）参加申込書</p> <p>〔略〕</p> <p><u>（注）1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p><u>2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>別添 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">農地売買等支援事業（担い手支援タイプ） （農作業受託促進事業）参加申込書</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>別添 〔略〕</p>
<p>参考様式 3</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実施計画承認申請書</p> <p>〔略〕</p> <p><u>（注） 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 年農地売買等支援事業実施計画（支援法人）</u></p> <p>〔略〕</p>	<p>参考様式 3</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実施計画承認申請書</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>別紙</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔略〕</p>
<p>参考様式 4</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実績報告書</p>	<p>参考様式 4</p> <p style="text-align: center;">農地売買等支援事業実績報告書</p>

<p>〔略〕</p> <p><u>〔注〕 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p> <p>別紙</p> <p>令和 年度農地売買等支援事業実施実績</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p><u>3 所有者不明農地借入事業</u></p> <table border="1" data-bbox="174 691 1095 938"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">農地</th> <th>補償金等総額</th> </tr> <tr> <th>件数(件)</th> <th>面積(10a)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度末</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>〔記載注意〕</u> <u>補償金等総額には、農地法に基づく供託、基盤強化法に基づく借賃の支払いの両方を含めること。</u></p> <p><u>4</u> 〔略〕</p>	区 分	農地		補償金等総額	件数(件)	面積(10a)	金額(円)	前年度末				本年度				<p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>別紙</p> <p>令和 年度農地売買等支援事業実施実績</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>3</u> 〔略〕</p>
区 分		農地		補償金等総額												
	件数(件)	面積(10a)	金額(円)													
前年度末																
本年度																
<p>〔削る〕</p>	<p><u>参考様式5</u></p> <p><u>農地売買等支援事業実績報告書</u></p> <p style="text-align: right;">— 全国協会用 —</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>															

<p><u>参考様式 5</u></p> <p><u>令和 年農地売買等支援事業実施実績（支援法人）</u></p> <p>1～7 〔略〕</p> <p><u>（注） 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。</u></p>	<p><u>農林水産省経営局長 殿</u></p> <p><u>公益社団法人全国農地保有合理化協会</u> <u>会 長</u></p> <p><u>令和 年度において別紙のとおり農地売買等支援事業実施要綱第 12 の 1 の規定に基づき、その実績を報告します。</u></p> <p><u>別紙</u></p> <p>[新設]</p> <p>1～7 〔略〕</p> <p>[新設]</p>
<p>参考様式 6 〔略〕</p>	<p>参考様式 6 〔略〕</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。